

資格喪失後の給付

退職し、健康保険の資格を喪失した後に給付を受けるとき

以下に挙げる給付は、健康保険の資格を喪失した後も、要件を満たせば受給できます。

傷病手当金

- 資格喪失日の前日（退職日）までに引き続き1年以上の被保険者期間があり、かつ、3日間の待期期間を経て、現に傷病手当金を受けている、または受ける要件を満たしている場合。

⇒ 労務不能と認められる場合、期間を満了するまで受給できます。

出産手当金

- 資格喪失日の前日（退職日）までに引き続き1年以上の被保険者期間があり、かつ現に出産手当金を受けている、または受ける要件を満たしている場合。

⇒ 期間を満了するまで受給できます。

現に傷病／出産手当金を受けている、または受ける要件を満たしている場合 の例

- 資格喪失前に、発病し労務不能と認められていて（または産前産後期間になっていて）、休業し復職しないまま退職した場合は該当します。※傷病手当金は3日間の待期期間が必要



- × 資格喪失前に、発病し労務不能と認められていたが（または産前産後期間になっていたが）、退職日まで出勤していた場合は、該当しません。

出産育児一時金

- 資格喪失日の前日（退職日）までに引き続き1年以上の被保険者期間があり、かつ資格喪失後6カ月以内に、被保険者が出産した場合。

- 資格喪失日の前日（退職日）までに引き続き1年以上被保険者だった方が任意継続被保険者となり、任意継続被保険者の資格を喪失後6カ月以内の出産の場合。

※被扶養者が出産した場合は受給できません。

埋葬料／埋葬費

- 資格喪失後3カ月以内に、被保険者が死亡した場合。

- 上記の傷病手当金、出産手当金の継続給付を受けている間、または受けなくなって3カ月以内に死亡した場合。

※被扶養者が死亡した場合は受給できません。

■ 出産育児一時金・埋葬料／埋葬費は、上記の要件を満たさない場合は、退職後に加入されている健康保険制度に請求してください。